

議案第9号

東広島市教育委員会後援取扱要綱の一部改正について

東広島市教育委員会後援取扱要綱の一部を改正する告示を定めることについて、次のとおり提案する。

令和3年3月17日提出

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

1 提案理由

新型コロナウイルス感染防止への対応や、今後のポストコロナ時代を見据え、行政手続のデジタル化を推進するため、全庁的に行政手続の見直しを行うことに伴い、押印廃止に向けた取組みを推進するため、この議案を提出するものである。

2 改正案

別紙のとおり。

3 施行期日

令和3年4月1日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）
第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

東広島市教育委員会告示第 号

東広島市教育委員会後援取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年3月17日

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

東広島市教育委員会後援取扱要綱の一部を改正する告示

東広島市教育委員会後援取扱要綱（平成27年東広島市教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、「㊦」を削る。

別記様式第2号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記様式第3号中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、「㊦」を削る。

附 則

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。